

築上町同和問題の早期解決と 人権擁護に関する条例

平成 18 年 1 月 10 日
条例第 86 号

(目的)

第 1 条 この条例は、すべての国民に基本的人権の享有を保障し、法の下での平等を定める日本国憲法の理念及び同和対策審議会答申の精神にのっとり、最も深刻にして重大な社会問題である部落差別をはじめ、あらゆる差別により今なお人間の尊厳が侵されていることにかんがみ、速やかに、部落差別等の撤廃と人権擁護を図り、もって人権尊重を基調とする、差別のない心豊かで明るい築上町の実現に寄与することを目的とする。

(町の責務)

第 2 条 町は、前条の目的を達成するため、必要な施策を積極的に推進するとともに、行政のすべての分野で町民の人権意識の高揚に努めるものとする。

(町民の課題)

第 3 条 町民は、相互に基本的人権を尊重するとともに、部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくすための施策に協力し、自らも部落差別をはじめ人権侵害に関する行為をしない・させないように努めるものとする。

(町の施策の推進)

第 4 条 町は、基本的人権を擁護し、部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくすために必要な施策について、町民、関係団体等と協力のうえ、推進に努めるものとする。

2 前項の施策の策定及び推進に反映させるため、総合的かつ計画的に実態調査、意識調査等を行うものとする。

(啓発活動の充実)

第 5 条 町は、町民の人権意識の普及高揚を図るため、関係団体等と連帯のうえ、人権啓発活動を積極的に推進し、人権擁護の社会づくりに努めるものとする。

(推進体制の充実)

第 6 条 町は、部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくすための施策を効果的に推進するため、国、県、関係団体等と連携を図り、推進体制の充実に努めるものとする。

(委員会の設置)

第 7 条 町は、部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくすための重要事項について調査及び審議するため、築上町同和問題早期解決と人権擁護に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会の組織及び運営に関する事項は、規則で定める。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 18 年 1 月 10 日から施行する。